

随意契約（必要予備力算定ツールの改修）の契約締結について

会計規程第22条第1項第1号に基づき随意契約を実施した「必要予備力算定ツールの改修」につきまして、下記の通り、契約締結内容をお知らせいたします。

記

1. 必要予備力算定ツールの改修

- 契約締結日：平成29年9月5日
- 契約相手方：一般財団法人電力中央研究所
- 契約金額：5,700,240円（税込）

以上

会計規程【抜粋】

第22条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき